

春は就職・進学・転勤の季節です

# 届出をお忘れなく

住所を変更するときは転入・転出等の届出が必要です。

届出の際に必要な書類がない場合は手続きができないことがありますので、ご確認の上、市民課窓口へお越しください。



## 問い合わせ先

市民課国分寺窓口グループ ☎40-5557  
市民課石橋窓口グループ ☎52-1111  
市民課南河内窓口グループ ☎48-2111

### 転出届(他市区町村に住所を移すとき) 必要なもの

・印鑑(認め印可)・本人確認書類(免許証、パスポート等)・代理人選任届(代理の方が手続きをするとき)・その他返納の必要があるもの(例:印鑑登録証、国民健康保険証、各種医療受給者証など)

※転出先住所及び転出年月日をご確認のうえ、手続きをしてください。

転出届をすると、「転出証明書(無料)」が交付されます。この「転出証明書」を添え、新しい住所地へ転入届をしてください。

### 転入届(他市区町村から住所を移すとき)

※住み始めてから14日以内に届出をしてください。

#### 必要なもの

・転入前市区町村発行の「転出証明書」  
・印鑑(認め印可)  
・本人確認書類(免許証、パスポート等)  
・代理人選任届(代理の方が手続きをするとき)  
・その他、該当する手続きに必要な書類

例:子ども手当→保護者の健康保険証及び銀行の預金通帳  
こども医療費助成(中学校3年生まで)→お子様の健康保険証、保護者の銀行の預金通帳  
小中学校の転入学→在籍証明書

## 市民課の窓口を土曜日(3月19日・26日、4月2日・9日)の午前中開庁します

住所異動の時期に伴い、市民課の窓口を以下の土曜日に開庁します。お仕事の都合などで平日に手続きができない方はご利用ください。

なお、一部の業務及び他市区町村・関係各課等に照会や確認を必要とする手続きなどにつきましては、申し訳ございませんがお取扱いきれない場合があります。

また、内容によっては再度お越しいただく場合もありますので、ご了承ください。

●開庁日 3月19日・26日  
4月2日・9日

●開庁時間 午前8時30分～正午

●開庁場所 国分寺庁舎 市民課

※南河内庁舎・石橋庁舎ではお取扱いきませんのでご注意ください。

### ■取り扱い業務

#### 届書の受付

・転入、転出、転居、世帯変更届  
・印鑑登録・戸籍届出(婚姻・出生等)  
・国民健康保険及び国民年金取得喪失の届(短期保険証及び資格者証の届は受付できません)

#### 証明書の交付

・住民票の写し・印鑑証明書  
・戸籍全部事項証明(戸籍謄本)、個人事項証明(戸籍抄本)

#### その他

・住所の異動等に関連する業務(子ども手当認定請求、各種医療費の登録・変更等)

### ■取り扱いできない業務

・住民基本台帳ネットワーク関係業務(住基カードの申請など)  
・パスポート関係業務(申請・交付等)  
・公的個人認証サービス(電子証明書)関係業務  
・外国人登録、外国人の他市区町村からの転入・転居  
・住居表示の届出  
・住居表示地区(大光寺、花の木、大松山、駅東)への転入  
転居のうち、住居番号が付番されていない建物への届出  
・区画整理地内(仁良川)への転入・転居届出(世帯新設のみ)  
・他市区町村や関係各課等への確認が必要な業務

## 問い合わせ先

市民課 ☎40-5557